

## 様式1〔申し合わせ事項〕：【委員会、全協：共通様式】

〔氏名： 伊藤 治 雄 〕

### 「地方議会改革の論点と課題」についての報告書

#### 1. 研修所感

- ・地方議会は法律ないし条令に基づき、誠実に職務を行使し、町として最良の意思決定を導く責任がある。

そのため、常に議会改革を念頭に置き、政務活動を実施しなければならないということを実感した。

- ・必要性については、

- ① 女性・若者・老人・子育て世代等から偏った見解とならないよう留意し幅広く意見を聴取する。
- ② 提案・提出された意見を議会で審議する。
- ③ 現在課題等となっている事案について議会報告会等で周知し、意見の交換を行う。

ことなどを基本として、通年制や定例日方式で議会を開催することや公聴会制度について十分検討すべきである。

自身としては、如何に一議員として社会的責任を自覚し、議決された内容については、何人に対しても正確な情報を提供すべきであると考え、その手段として「改革」というものを重要に考える。

- ・通年議会の是非については、議長に招集権があり、一年中議会を開催しているという住民アピール性は高いものの、常に執行部側を拘束し行政事務の低下を招く可能性もあり、早急なる改革の必要性はあまり感じない。
- ・議長の任期については、法律ないし条令で「議会の顔」として、重要に位置づけされており、その職務を全うするにはそれ相応な期間が必要と考える。全国的にも県内でも多年制が多く採用されているが、敢えて当初から複数年と限定せずに、一年単位とし必要に応じ再任を妨げないとしておけば、特に問題もないように感じる。(一年間を議長の評価期間と考えても良いのではないか)

#### 2. 今後の議会活動等への反映

- ・学識経験者の方が申されることは、全般論であり、地域に特化した事項を含んでの講演とは言い難い点もあるので、本町における課題等を議会運営委員会が主体となって議論し、当面における改革項目を限定すべきである。
- ・議会広報広聴常任委員会が努力され議会だよりが充実傾向にあるものの、更に住民への周知方策として、議会改革の大きな項目である法定公聴会はベターな方策であると思うが、議会報告会や意見交換会の場を増やすことが先決と考える。